

郭店楚簡『茲衣』と『禮記』緇衣篇の關係に就いて —先秦儒家文獻の成立に關する一考察—

佐川繩子

緒言

近年出土した荊門市郭店楚墓竹簡が、思想史上、學術史上價値ある新資料であることは言を俟たず、それはその公布前後から今に至るまで陸續と發表されている關係論著の多さにも瞭然としている。

その郭店楚簡中、今本『禮記』緇衣篇と關係がある『茲衣』については、つとに李學勤が『子思子』の一篇であつて、楚簡中の逸書數篇は同じく『子思子』に出るとの見解を示し⁽²⁾、『茲衣』はその出自についてほぼ定説を得た感がある。しかし、『子思子』は逸書となつて久しく、その全容は定かではない。一方、戴聖の編とされる今本『禮記』は、周知のように一人一時の作ではなく、その内容も個別の儀禮の解釋から道徳觀念としての禮の解説等が包括される雜多な集成的性格を持つ文献であり、『禮記』『子思子』の先後關係は不確かである。新出資料を『漢書』藝文志所載の文獻に同定するには、慎重な態度が必要なことは多言を要しまい。

また、郭店楚簡『茲衣』と『禮記』緇衣篇の關係については、まだ定まった見解があるとは言えない。尤も、新出資料に就いての研究は夥しくあるが緒に就いたばかりでもあり、當然の事ながら更なる展開

が豫想される。ここに卑見を述べてその發展にいくらかでも寄與できたら幸いである。

本稿は、以上の見地から、郭店楚簡『茲衣』と『禮記』緇衣篇との比較を通して、兩者はいかなる關係にあるのかを解明することを試みると同時に、先秦儒家文獻の成立狀況の一端を窺わんとするものである。

一、「緇衣」の所屬

まず、「緇衣」を含む文獻について概観する。

(一) 郭店楚簡『茲衣』

竹簡が發見された郭店一號墓の下葬時期は、發掘報告によれば紀元前四世紀中期から前三世紀初であり⁽³⁾、また包山二號墓等楚墓群との考古學上の文化性質の比較より、楚の習俗の斷絶とされる前二七八年の白起による郢都陥落以前と考えられている。⁽⁴⁾では竹簡の書體が包山楚簡に近く、また墓葬形態も包山二號墓に近いとされる⁽⁵⁾ことから、その下葬時期である前三一六年を参考に前三百年前後と考えておく。であるから竹簡の書寫年代もほぼ同時期であり、成書の時期はそれ以前と考えられる。

郭店楚簡の内容分類に關しては、李零は『茲衣』『五行』『魯穆公問

子思』『窮達以時』の四種の文獻を一群の儒家系文獻としている。⁽⁷⁾ 李學勤は儒家系文獻を二分し、『茲衣』を『五行』『成之聞之』『尊德義』『性自命出』『六德』と列する。他に姜廣輝は『茲衣』及び『唐虞之道』『五行』『窮達以時』『成之聞之』『魯穆公問子思』『六德』を子思の作とする等諸説ある。しかし、これらの文獻が同一の書物に包括されるものとして、或いは特定の思想を持つ同一系統の書物として認識されていたのかは俄に判断できないことではない。ここでは如上の見解があることを確認しておくに止める。

(一) 『禮記』 緼衣篇

今本『禮記』緼衣篇が、いつ頃現在の形として成立したのかは、後に郭店本との比較を通して検討するが、先に『禮記』そのものについて概観する。『後漢書』儒林列傳に「玄又注小戴所傳禮記四十九篇」とあり、鄭玄『六藝論』には「戴德傳記八十五篇、則大戴禮是也。戴聖傳禮四十九篇、則此禮記是也」（『禮記』大題正義所引）とあって、鄭玄が戴聖傳える所の禮記四十九篇に注したことは明らかである。鄭玄への傳授の経路を文獻上にたどることはできないが、この「禮記四十九篇」については、陳邵『周禮論序』に「戴德刪古禮二百四篇爲八十五篇、謂之大戴禮。戴聖刪大戴禮爲四十九篇、是爲小戴禮」（『經典釋文』序錄所引）とその來歴を記される。小戴が大戴を削つたとする説には問題があるが、ここでは描いておく。ただその起源を「古禮二百四篇」に求めるに注意しておこう。「古禮二百四篇」とは、劉向『別錄』に見える「古文記二百四篇」（『經典釋文』序錄所引）を指すと考えられる。また『六藝論』には「後得孔子壁中河間獻王古文禮凡五十六篇・記百三十一篇・周禮六篇」（『經典釋文』序錄所引）とある。この「記百三十一篇」とは即ち『漢書』藝文志に見える「記百三十一

篇」であるが、これが古文であるのかは、今措く。「古文記二百四篇」は藝文志に記載されておらず、「別錄」から『漢書』藝文志に至る間に「古文記二百四篇」から「記百三十一篇」への編集があつたと考えられる。ただ、後漢代に存在した禮記四十九篇の基づく所が主にこの「古文記二百四篇」ひいては「記百三十一篇」にあるのは、鄭玄『禮記目錄』（『禮記』各篇題孔疏所引）に各篇を「於劉向別錄屬某」と記していることから明らかである。そして、この四十九篇は、「別錄」に於いては「制度」「通論」「明堂陰陽」「喪服」「子法」「祭祀」「樂記」「吉禮」に分類されており、このうち「明堂陰陽」「樂記」以外の名稱は『漢書』藝文志に見えないことから、これらは「記百三十一篇」に包括されていると言える。

さて、『禮記』 緼衣篇については『禮記目錄』に

名曰緼衣者、善其好賢者厚也。緼衣、鄭詩也。其詩曰、緼衣之宜兮、敝予又改爲兮、適子之館兮、還予授子之粲兮。粲、粲也。設餐以授之、愛之、欲飲食之。言緼衣之賢者、居朝廷宜其服也、我欲就爲改制其衣、反欲與之新衣、厚之而無已。此於別錄屬通論。（緼衣と名付けるのは、賢者を好むことの厚さを贊美するのである。緼衣は、鄭詩である。その詩に「緼衣の宜しき、敝れなば予又改め爲らん、子の館に適きて、還らば予子の粲を授けん」と言う。「粲」は、餐のことである。食事を用意して與え、敬愛して、飲食させようとするのである。詩の意味は、緼衣を着た賢者が、朝廷にいるには衣服に適うように、私はその衣服を改めたく、歸れば新しい衣を與えたく、厚遇してやまないことを言う。この篇は「別錄」では通論に屬する。）

言えないが、ここに「別錄に於いて通論に屬す」とあるのだから、「記百三十一篇」にも存在したのであり、それは次に述べる「子思」(『漢書』藝文志)とは別行したこととも示す。

(三) 『子思子』

『禮記』緇衣篇が『子思子』より出たとしたのは、梁の沈約に始まり、『隋書』音樂志に記録された天監元年の武帝に對する上奏の中に案漢初典章滅絶、諸儒据拾溝渠牆壁之間、得片簡遺文、與禮事相關者、卽編次以爲禮、皆非聖人之言。月令取呂氏春秋、中庸、表記・防記・緇衣、皆取子思子、樂記取公孫尼子、檀弓殘雜、又非方幅典誥之書也。(調べますに、漢初の書籍は消滅したので、儒者達は溝渠牆壁の間を探し求め、簡片遺文を手に入れて、禮と關係あるものを編集して「禮」(=『禮記』)としたのであり、全て聖人の言なではありません。月令は『呂氏春秋』に取り、中庸・表記・坊記・緇衣は、皆『子思子』に取り、樂記は『公孫尼子』に取り、檀弓は雜駁であり、公的文書ではないのです。)

と見える。これは『禮記』が聖人一人の手による書物ではないことを述べたものである。月令篇と中庸篇の出自については、鄭玄『禮記日錄』にも同一の見解が見えるが、それ以外は彼處には見えない。換言すれば、月令篇・中庸篇以外の出自についての認識は鄭玄ひいては後漢の學術界にはなかつたのである。

『子思子』とは、『隋書』經籍志子部儒の目に「子思子七卷 魯穆公師孔假撰」とあるが、宋代以後に消失し、現在傳わらない。これは『漢書』藝文志儒家の目に「子思二十三篇。名伋、孔子孫、爲魯穆公師」とある書に相當する。孔子の孫である子思が書を物したことについては、「史記」孔子世家に「子思作中庸」とあるのみで、「子思二十

三篇」全てが子思の作であるとは限らず、その學統を繼ぐ後人の手によるものであろう。ただ、坊記篇以外の三篇に見える文言を『子思子』とする佚文があることから、沈約の説は正しいと言える。『子思子』緇衣篇佚文については後述する。

(四) 『公孫尼子』

陸德明は『禮記』緇衣篇について「劉瓛云、公孫尼子所作也」と言う。⁽¹⁵⁾ 劉瓛は南齊の人であり、沈約より早い。

書物としての『公孫尼子』は『隋書』經籍志子部儒の目に「公孫尼子一卷 尼、似孔子弟子」とあるが、唐代以後に消失し現在は傳わらない。『漢書』藝文志儒家の目に「公孫尼子二十八篇。七十子之弟子」とあり、同雜家の目には「公孫尼一篇」とあって、この兩書の關係は定かではないが、先の沈約の言にはまた「樂記取公孫尼子」とも言い、「公孫尼子」には少なくとも樂記・緇衣の二篇が含まれているのだから、前者に相當すると考えられる。⁽¹⁶⁾

公孫尼子なる人物については、その事績は不明だが、『論衡』本性篇に

故世子作養生書一篇。宓子賤・漆彫開・公孫尼子之徒、亦論情性、與世子相出入、皆言性有善有惡。…自孟子以下、至劉子政、鴻儒博生、見聞多矣、然而論情性竟無定是。唯世碩、公孫尼子之徒、頗得其正。⁽¹⁷⁾ (だから世子は養生の書一篇を作った。宓子賤・漆彫開・公孫尼子の徒も、情性を論じ、世子と食い違うが、どれ

も性に善があり惡があると言ふ。…孟子より劉向まで、博士たちは見聞が豊富であるが、情性を論じるに結局定説はない。ただ世碩、公孫尼子の徒のみが、いくらか的確である。)

篇、或曰、有性善、有性不善。蓋即謂此輩」と言うように孟子に先立つ者と考えられ、また郭沫若は、「史記」仲尼弟子列傳に見える「公孫龍字子石」であろうと云う。恐らくは孔子の弟子かあるいは七十子の弟子であろう。

そして、緇衣篇と同じ文言の引用は鄭樵「詩序辨」(『六經奧論』)に一見するのみである。ただ、宋代の諸目録中、「公孫尼子一卷」を著録するのは『通志』藝文略のみであり、かつての書が佚書も記録するという原則に據るものであることから、宋代にこの書が存在したかは疑問であり、「詩序辨」の引用が「公孫尼子一卷」に出るのかは斷定できない。よつて『公孫尼子』中の緇衣篇に相當する文章がいかなるものだったかは明らかにし得ないが、陸徳明の當時には『公孫尼子』の書は存在したのだから、劉徽の言も信するに足るとするより他ない。

(五)まとめ

以上に概観した如く、郭店楚簡の『茲衣』が如何なる思想系統に属するかは今後の研究を待つものである。

今本『禮記』緇衣篇は、『漢書』藝文志に著録される「記」にその存在を遡及できる。『子思子』『公孫尼子』中の緇衣篇も同様に、「子思」「公孫尼子」(『漢書』藝文志)に存在していると考えられる。即ち劉向校書の時點で別行する三種の緇衣篇が存在したと言えるのだが、それより先の状況、三者の先後關係は不明である。また、「緇衣」がこの三種の文献に収録された所以は、「子思」「公孫尼子」が逸書であることも相俟つて早急には明らかにできないことである。

これらのことと念頭に置きつつ、以下に郭店楚簡『茲衣』と『禮記』緇衣篇に代表される漢代の「緇衣」との關係について考察する。

二、郭店楚簡『茲衣』と『禮記』 緇衣篇の比較

郭店本と『禮記』本の相違點については、彭浩・廖名春・周桂鉢・澤田多喜男各氏の先行研究があるが、ここではそれを踏まえつつ、他文献との比較が可能な部分を中心に兩者の相違から何がわかるかを考察する。

郭店本『茲衣』は、第四十七簡末尾に「二十又三」とあり、二十三の符號の存在とそれによる分章から、これが逸脱のない當時のテキストの姿であったと言える。

『禮記』緇衣篇は、陸徳明によれば二十四章に分章され、孔穎達疏には「此篇凡二十四章云々」とあるが、彭浩が指摘するように、孔疏の分章の實際は二十三章である。しかし本稿では「子曰」で始まる文章をすべて一章として數える孫希旦『禮記集解』の二十五章にならう。篇次の對應については以下の通りである。

郭店本 『禮記』本

第一章	——	第二章
第二章	——	第十一章
第三章	——	第十章
第四章	——	第十二章
第五章	——	第十七章
第六章	——	第六章
第七章	——	第五章
第八章	——	第四章・第五章「詩」
第九章	——	第九章

第十章——第十五章
第十一章——第十四章
第十二章——第三章
第十三章——第十三章

第十四章——第七章前半・第八章「詩」
第十五章——第七章後半

第十六章——第八章
第十七章——第二十四章

第十八章——第十九章
第十九章——第二十三章
第二十章——第二十二章

第二十一章——第二十章
第二十二章——第二十一章
第二十三章——第二十五章

なお、『禮記』本第一章・第十六章・第十八章は郭店本には見えない。

さて、郭店本第一章には

夫子曰、好婦女好茲衣、亞亞女亞達白、則民賊成、而基不屯。寺員、慈莘文王、萬邦乍孚。⁽²⁾ (さて先生が言つた、「善を好むことが縑衣を好むようであり、惡を憎むことが巷伯を憎むようであれば、民は善朴となり、刑は用いられない。」『詩』に「文王に慈（儀）茲（刑）し、萬邦孚を乍（作）す」とある。)

とある。これに相當する『禮記』本第二章には、
子曰、好賢如縑衣、惡惡如巷伯、則爵不瀆、而民作愿。刑不試、而民咸服。大雅曰、儀刑文王、萬國作孚。⁽²⁾ とある。既に指摘されているように、『禮記』本篇の篇題に「縑衣」

と名付け、文頭の語を以てする付名の方法から、「茲衣」の語を卷頭に有する郭店本が本来のテキストであつて、「縑衣」の語の見えない『禮記』本第一章は後人が付加したものと考えられる。

この章での大きな相違點は、『禮記』本には「則ち爵瀆れらずして、民愿を作す」とあり、郭店本にない「爵」の概念を持ちだしていることと、『詩』縑衣篇・巷伯篇の文脈での意味である。「爵」は郭店本にも「雀」として見え（第十三章）、ここでそれを持ち出した『禮記』本編者の意圖も考察すべきではあるが、ここでは詩の意味の相違に留意したい。

「茲衣」「縑衣」の詩は、今本『毛詩』鄭風に見える。縑衣篇は、本来は冬の祭祀服をまとった者に奉仕することを歌つてゐると考えられるが、郭店本は「媯（嬪）」を好むこと茲（縑）衣を好むが女（如）し」と言い、縑衣ひいては縑衣を纏つた人を好むように、という意味に解している。『禮記』本の「賢を好むこと縑衣の如し」は、鄭注に「言此衣縑衣者、賢者也」と言うように、縑衣を纏つた賢者に奉仕する縑衣の詩のように賢を好む、という文脈である。なお、毛序は「美武公也。父子並爲周司徒、善於其職、國人宜之、故美其德、以明有國事善之功焉」と言い、武公の徳を贊美するとして賢の概念を明確にしていない。

「達白」「巷伯」は、『毛詩』小雅に見える。郭店本「亞（惡）を亞（惡）む」と達（巷）白（伯）を亞（惡）むが女（如）し」と『禮記』本「惡を惡むこと巷伯の如し」の相違について、葵錫圭は、「達白を亞むが女し」の「亞」字は衍字ではなく、孔子か『茲衣』編者が、巷伯篇の作者「寺人孟子」が詩に於いて誹る人物を「達白」と認識していると言う（『郭店楚墓竹簡』縑衣釋文・注釋〔三〕）。葵氏の説は妥當で

あり、郭店本の「謫白」は讒言した人物を指していると考えられる。

福岡市立図書館蔵「巷伯」なる名をどう解釋しているかは窺えない。

之。身必安之。君好之，民必欲之。心以體全，亦以體傷。君以民存，亦以民亡。詩云：昔吾有先正，其言明且清。國家以寧，都邑以成。庶民以生，誰能秉國成，不自爲正。卒勞百姓。君雅曰：夏日暑雨，小民惟曰怨，資冬祁寒。小民亦惟曰怨。

毛序には「巷伯、刺幽王也。寺人傷於讒、故作是詩也」とあり、鄭注に「讒人譖寺人、寺人又傷其將及巷伯、故以名篇」と言う。毛序・鄭注共に讒言された側を指すとしている。また『後漢書』宦者列傳に「詩之小雅、亦有巷伯刺讒之篇」とあり巷伯が讒言を非難するとされ同孔融列傳には「冤如巷伯」とあって、讒言にあつて冤罪を被る者とし

九頁。

子曰、民曰君爲心、君曰民爲體。心好則體安之。君好則民怠之。
古心曰體法、君曰民芒。寺員、佳秉靈成、不自爲貞。率製百眚。
君否貞、日晉雨、少民佳日悶、晉冬旨滄、少民亦佳日悶。(先生)（先生）
が言つた、「民が君主を心とし、君主が民を體とする。心が好む
郭店本第五章とそれに相當する『禮記』第十七章には引詩の相違がある。郭店本には

ば體はそこに安寧する。君主が好めば民はそれを求める。だから心は體によつて損なわれ、君主は民によつて滅ぶ。「詩」に「生（誰）れか竈（國）成を秉し、自ら貞を爲さず、翠（卒）に百隼（姓）を襲（災）はす」と言う。「君牙」に「日晉（暑）く雨あり少（小）民隹（惟）れ日に憎し、冬に晉み旨（耆）滄し、少民亦佳れ日に憎す」と言う。(。)

とあり、
【禮記】本では

子曰、民以君爲心、君以民爲體。心莊則體舒。心肅則容敬。心好

郭店楚簡「茲衣」と「禮記」緇衣篇の關係に就いて

「る所」である」と

子曰、長民者、衣服不貳、從容有常、以齊其民、則民德壹。詩

云、彼都人士、狐裘黃黃、其容不改。出言有章、行歸于周、萬民所望。

とある。「毛詩」小雅・都人士篇に『禮記』本が引くものと同じ詩句が見える。「譯注」にも詳しいが、『禮記』緇衣篇鄭注に「此詩毛氏有之。三家則亡」と言い、『左傳』襄公十四年に「詩曰、行歸于周、蔓民所望、忠也」とあって、服虔注に「逸詩也。都人士首章有之」（都人士篇孔穎達疏所引）と言い、また孔疏は「今韓詩家無此首章」と言う。つまりこの首章は毛詩のみに存在するのである。

また賈誼『新書』等齊篇には「孔子曰、長民者、衣服不貳、從容有常。以齊其民、則民德一。詩云、彼都人士、狐裘黃裳、行歸於周、萬民之望」とあり、詩句に違いがあるが、「以齊其民」とあるのは、『禮記』本に同じである。『新書』以前に郭店本が存在し、かつ『新書』の文は『禮記』本に近いと言える」とから、『新書』は『漢書』^{藝文}志に所謂「記」中の篇に基づいているのではないかと考えられる。少なくとも『新書』が取材した前漢初期の「緇衣」は郭店本ではなく『禮記』本に近いものであつたと言える。

また、都人士篇毛序には「都人士、周人刺衣服無常也。古者長民、衣服不貳、從容有常、以齊其民、則民德歸壹。傷今不復見古人也」とあり、郭店本には「以齊其民」の句を有することから、毛序が取材したのも『禮記』本あるいはそれに近いものであることがわかる。これらのこととは前漢から後漢にかけて、「緇衣」がほぼ『禮記』本の形に定着したことを見ている。

この兩者及び『左傳』『新書』所引の詩句の相違から、ここに見る「詩」が逸詩であるのか否かといった問題が浮上するが、なお検討を要するであろう。

また、『新書』等齊篇の下文には

孔子曰、爲上可望而知也、爲下可類而誌也、則君不疑於其臣、而臣不惑於其君。（孔子が言った、上に立つ者が下にいる者から仰ぎ見て理解でき、下にいる者が敍述してそれを書き付けたならば、君主はその臣下を疑わず、臣下は君主を疑わなくなる、と。）と續き、これは郭店本では第三章、『禮記』本は第十章に見えるものであるから、その章立ても『禮記』本に等しい。以下に對應箇所を引く。

郭店本

子曰、爲上可望而知也、爲下可類而誌也、則君不疑於其臣、而臣不惑於其君。寺員、臣人君子、元義不弋。尹算員、佳尹躬及湯、咸又一息。

『禮記』本

子曰、爲上可望而知也、爲下可類而誌也、則君不疑於其臣、而臣不惑於其君矣。尹吉曰、惟尹躬及湯、咸有壹德。詩云、淑人君子、其儀不忒。

『禮記』本は「類」を「述」に作つており、『新書』が「類」を作るのは郭店本が「類」を作ることに近く、『禮記』本に定着する過程で「類」が「述」に置換されたことを物語つており、『新書』が取材した「記」の形を止めるものである。

また、兩者の間で「詩」「書」の引用順が轉倒しているが、廖名春は郭店本の引經が一つの例外もなく「詩」「書」の順であり、またその順は郭店楚簡『六德』等に見える「詩」「書」の順に等しいのに對し、『禮記』本では第五章・第十章・第十九章の三章で「書」「詩」に轉倒されていることを指摘する。

郭店本第十一章とそれに相當する『禮記』本第十四章には句の異同が多いが、彭浩が後人の竄入させたものが多いとする通りである。⁽¹⁾

郭店本第十二章には

子曰 儉民者 番之曰德、齊之曰豐、則民又懼心。番之曰正、齊之曰堯、則民又季心。古學曰忠之、則民又新。信曰結之、則民不懷。共曰位之、則民又悉心。寺員、虜大夫共獻贊、林人不斂。呂莘貞、非禹舜折曰堯、佳乍五瘡之堯、曰法。(先生が言つた、「民に長たる者は、徳をもつて教え、禮をもつて整えれば、民には勤める心が起る。政を以て教え、刑を以て整えれば、民には驚愕の心が生じる。だから慈を以て愛せば民は親しみをおこす。信を以て交われば、民は離反しない。恭を以て臨めば、民に従う心が生じる。『詩』に「虜(吾)が大夫共(恭)にして獻(旦)つ贊(僥)なれば、人の斂めざる林(麌)し」と。『呂刑』に「堯(?)を用(用)ふるに非ざれば、折(制)するに堯(刑)を呂(?)し、佳(惟)れ五瘡の堯(刑)を乍(作)りて、法と曰ふ」と⁽²⁾)とある。これは『禮記』本第三章に相當する。

子曰、夫民教之以徳、齊之以禮、則民有格心。教之以政、齊之以刑、則民有遯心。故君民者、子以愛之、則民親之、信以結之、則民不倍。恭以涖之、則民有孫心。甫刑曰、苗民匪用命、制以刑。惟作五虜之刑、曰法。是以民有惡德、而遂絕其世也。

裘錫圭は郭店本の「虜大夫共獻贊」の句を「吾大夫恭且僥」に讀む

が(同前注釋「六八」)、類似の句は『毛詩』には見えない。假にこの逸詩自體が『禮記』本成立のころにはなかつたために削除されたと考えると、先に見た『禮記』にのみ見える逸詩句の存在とに矛盾が生じ、また『毛詩』のみに存在する詩句の引用もあることからは、郭店

本と『禮記』本の據つた「詩」テキストの異なる可能性、『毛詩』との關係の不透明さが再確認できる。

また、『論語』爲政篇には

子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無恥。道之以德、齊之以禮、有恥且格。

と、本章にほぼ同意の文章が見える。後述するように郭店本第二十三章は『論語』に先立つと考えられることから、郭店本第十二章も同様か、或いはこれと並行して『論語』の編集がなされていたとも考えられる。

郭店本第十四・十五・十六章は、『禮記』本第七・八章に相當するが、そこに章の融合や引詩の混亂が見えるのは彭浩等の指摘するところである。

郭店本最終章、第二十三章は『禮記』本最終章、第二十五章に相當する。

子曰、宋人又言曰、人而亡⁽³⁾。不可爲ト簪也。二⁽⁴⁾古之遺言譽。龜善猷弗智、而生於人虜。寺員、我龜既厭。不我告猷。(先生が言つた、「宋人にこんな言葉があつて、「人にして是(恒)亡ければ、ト簪(燧)を爲すべからざるなり」と言う。古くからの言い傳えだろうか。龜筮さえもわからないのならば、人にとってはなおさらである。「詩」に「我龜既に猷(厭)いて、我に猷(猶)を告げず」と言う」と。)

『禮記』本には

子曰、南人有言、曰、人而無恒、不可以爲ト筮。古之遺言與。龜筮猶不能知也。而況於人乎。詩云、我龜既厭。不我告猷。兌命曰、爵無及惡德。民立而正。事純而祭祀。是爲不敬。事煩則亂。

事神則難。易曰、不恒其德。或承之羞。恒其德慎。婦人吉。夫子
凶。

とあり、「宋人」を「南人」に作り、詩の引用に續き、「兌命」「易」の引用を増している。「兌命」は『尚書』説命篇に相當するが、今本では偽古文であり、本章に付加されたのは逸尚書の傳授の斷絶以前であることがわかる。⁽⁴⁵⁾また、「易」は今本『周易』恒卦九三・恒卦六五に見える。

『論語』子路篇には

子曰、南人有言曰、人而無恒、不可以作巫醫。善夫。不恒其德、或承之羞。子曰、不占而『易』矣。

と、この章によく似た文が見える。

孔子の言の後に、郭店本は「詩」を引き、「禮記」本は「詩」「書」「易」を引き、『論語』は「易」を引くというように、引經の相違が見られるのは、本來この孔子の言とされる文句には、經文は付されていなかつたのであって、その言の傳授の過程で、各々の基づく所によつて經文を引用して權威化を計つたからであろう。『禮記』本が「詩」「書」「易」の順で引用するのは、『莊子』天運篇等に見える「詩」「書」「禮」「樂」「易」「春秋」の六經の順序に合致しており、この六經概念の整備以降に「書」「易」が加えられたことを示す。從來この六經は晩出とされていたが、郭店楚簡『六德』『語叢』⁽⁴⁶⁾に「詩」「書」「禮」「樂」「易」「春秋」が見えており、當時既にこの概念が存在した⁽⁴⁷⁾ことが明らかになつた。ただ、同『性自命出』には「詩」「書」「禮」「樂」とのみ見えるので、當時この六經の概念は萌芽期にあつて、「易」「春秋」は普遍的權威を持つに至つていなかつたと考えられる。

郭店楚簡中に六經の概念が見えることは、「易」の成立時期にも波

及するのだが、近藤浩之氏によれば、『周易』卦辭爻辭の編纂の完成は、包山楚簡以後とされる。⁽⁴⁸⁾近藤氏も指摘するように、郭店本に「易」を引用しないのは、當時「易」の卦辭爻辭は成立していなかつたか、成立過程にあつたことの現れである。郭店本・『禮記』本共に孔子が「ト筮」に言及するのを觀ると、「易」爻辭の引用はその意に適切であると考えられるのに、郭店本にはこの爻辭を引用していないこともその證左となる。⁽⁴⁹⁾従つて『禮記』本・『論語』は「易」の權威化を受けて引用したのだと考えられ、『禮記』本・『論語』が郭店本に遅れるを見てよい。

また、郭店本は「宋人」に作り、「禮記」本・『論語』は「南人」に作るが、占卜の盛んであった殷の末裔の封じられた宋の人の言とするのが、本來の孔子の言であつたらうと考えられる。

『論語』が「ト筮」を「巫醫」に作ることについては、毛奇齡『論語稽求篇』が先仲子を引いて「則似巫醫爲ト筮之誤、易ト筮二字、則不占句更較明白」と言つよう、『ト筮』を作るほうが文脈上適當である。

郭店本が「易」爻辭を引かない」と及び文章の整合性を有することから、郭店本・『禮記』本・『論語』三種のテキストの中では郭店本が一番原型に近いとみられる。緇衣篇に限らず『禮記』と『論語』との内容の類似性に關しては、概ね『禮記』が『論語』に出るとされているが、郭店本がテキストとして最も直系に位置する⁽⁵⁰⁾ところからは、その逆も考へられる。即ち郭店本傳授の過程で『禮記』本・『論語』本へと變化していくだと考えられる。そしてここに郭店楚簡の持つ、『論語』成立を考察する上での資料價值も見いだせる。

次に『禮記』本にのみ存在する三章について見てみる。まず、第一

章に

子言之曰、爲上易事也、爲下易知也、則刑不煩矣。（先生が言うことには、「上有る者が（下にある者にとって）仕えやすく、下にある者が（上にある者にとって）理解しやすければ、刑が煩

わしく用いられない」と。）

とある。廖名春・彭浩が指摘するように、郭店本各章には必ず「詩」「書」を引くという原則が見られるが、本章はそれに外れることから、後人が増益したことは明らかである。また、後人がこれを以て縑衣篇を總括したと考えられるのだが、縑衣篇は君主と民を中心とした上下關係のあるべき姿を説いており、その中で「刑」の概念が突出しているとは考えがたい。ただ、先に見たように、郭店本第一章には「堯（刑）」が見えており（『禮記』本にも見える）、それに着目した編者が刑の否定を主題と認識したのかも知れない。また、その前提には刑を推奨する風潮あるいは刑の亂發される現状があるのかも知れず、『禮記』本成立頃の社會狀況を窺わせるにも足る。

『禮記』本第十六章は、全文を引用しないが、そこに見える「太甲」「堯（刑）」「尹吉」は、みな偽古文『尚書』に相當するため、先の第二十五章同様に戦國末期までの作であると言える。また冒頭には「子曰、小人溺於水、君子溺於口、大人溺於民、皆在其所繫也」とあって、これは唐・馬林編『意林』に「子思子七卷」として「小人溺于水、君子溺于口也」を引くのに同じであり、當時の『子思子』に本章が存在していたことは確實である。

『禮記』本第十八章は、

子曰、下之事上也、身不正、言不信、則義不壹、行無類也。（先生が言つた、下の者が上に仕えるに、振る舞いが正しくなく、言

が信用できなければ、義は專一ではなく、行動も比較にならない。）とあり、第一章同様に「詩」も「書」も引かず、かつ彭浩が言うように他の章と内容の重複があり、やはり後人の増益したものであると言える。

以上、主に郭店本と『禮記』本の引經の相違及び他文献との類似點を中心に考察を加えた。

『禮記』本は、郭店本に比べると引經順序が不徹底であり、換言すれば經の扱いに留意していないのだが、それは最終的に『禮記』本の形にした編者の杜撰さを露呈している。先行研究が指摘し本稿でも確認したように、テキストとしては郭店本のほうが直系であるが、ここで『新書』の引用文が『禮記』本の分章に一致していることを考へると、前漢期には既に章の混亂をきたしていることがわかる。郭店本に遅れて『禮記』本が形成されていったと考えられるが、逸尚書の引用が付されるのに據ると、戦國末期にはすでに二十五章の『禮記』本に近いものになっていたのであろう。章の混亂はそれ以後のことかもしれない。

また、『子思子』中の縑衣篇が『禮記』縑衣篇に同定できることも確認したが、それは『記』『子思』（『漢書』藝文志）所收の縑衣篇が同一であることを意味し、これを推せば「公孫尼子」も含めて漢代に存在した「縑衣」は最早郭店本に同じではなく、『禮記』本に統一されていたと言える。

郭店本が漢代に繼承されたことがなかつたのは、早くにその原型を失つたからであると考えられる。つまり、傳授の過程で後人の増益や錯簡などによる文章の混亂を経て、その間に分歧もあつたではあるうが、郭店本は最終的に『禮記』本へと收斂されたが故に、テキストと

して劣る『禮記』本が後世存していると考えられる。『禮記』縉衣篇は數次の改訂及び外壓的變質を餘儀なくされたが、「記百三十一篇」に内包されたために現在まで傳えられたのである。

結 語

郭店楚簡『茲衣』は傳世文獻に關係が深い貴重な新出資料であるが、それが讀まれた當時の文獻としての性格は不明である。『茲衣』に關係が深い文獻が今本『禮記』縉衣篇だが、それは「子思」「公孫尼子」にも收錄されており、漢代にこの三種の「縉衣」が存在したとの意味は定かではない。このように、「縉衣」を巡る狀況は單純なものではないのである。

しかし『茲衣』と『禮記』縉衣篇とを比較すると、前者は先秦時に消失した現存する最古の「縉衣」であるが、それが後人の増益や文章の混亂を経て後者へと變化したことが明らかになり、同時に「記」「子思」「公孫尼子」（『漢書』藝文志）にある縉衣篇は、郭店本ではなくほぼ『禮記』本に近いものであったこともわかる。

郭店楚簡『茲衣』は現段階ではこの三者のいずれにも特定できず、儒者の言説を集めた文獻の原材料の一篇であったと考えられる。そして『禮記』縉衣篇の如き二十五章の形になつた頃、おそらくは戰國末期から漢代初期にかけて、「記」「子思」「公孫尼子」などへの編集がなされたのではないかろうか。この三種の文獻が時を同じくして編まれたものなのか、或いは何が何に取材したのかは未だ明らかにし得ない問題である。「記」と『漢書』藝文志に著録された儒家文獻とは、一部その源を同じくしているが、郭店楚簡が編まれた頃には、別個の文獻とする明確な認識は芽生えていなかつたのであろう。『禮記』が『論

語』に取材するという安易な見方も改めねばならない。

先秦文獻の成立を考える時に、『漢書』藝文志以前の文獻の具體的狀況は依然として不透明であることを再認識したのだが、今後出土資料と傳世文獻の相互補完的研究が進むうちに、見通しがきくようになる可能性があるであらう。

注

(1) 荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』（文物出版社、一九九八年）は、『禮記』縉衣篇にならつて篇題を「縉衣」としているが、竹簡の文字表記を尊重し、且つ縉衣篇との同一視を避ける意味でも「茲衣」とするほうが適切であると考える。

(2) 「荊門郭店楚簡中的『子思子』」『文物天地』一九九八年第一期に初出、「郭店楚簡研究」に再録。

(3) 荆門市博物館『荊門郭店一號楚墓』『文物』一九九七年第七期)

(4) 李學勤「先秦儒家著作的重大發現」（『郭店楚簡研究』中國哲學第二十輯、遼寧教育出版社、一九九九年）・崔仁義『荊門郭店楚簡『老子』研究』（科學出版社、一九九八年）。なお、王葆玹「試論郭店楚簡各篇的操作時代及其背景—兼論郭店及包山楚墓的時代問題」（『郭店楚簡研究』所收）・「試論郭店楚簡的抄寫時間與莊子的操作時代（兼論郭店與包山楚墓的時代問題）」（『中國哲學』一九九九年第6期）は、白起の侵攻後も楚の習俗ひいては墓葬風俗は残っていたとし、また『莊子』との比較から郭店楚墓の下葬年代を前二七八年より前二二七年までの間とする。

(5) 王葆玹前掲論文は、包山二號墓の下葬時期を前二八四年とする新説を提示する。

(6) 池田知久氏は、その年代を前二七八年に近づけることを提案する

(「尚處形成階段的《老子》最古文本」『道家文化研究』第十七輯、郭店楚簡專號、生活・讀書・新知三聯書店、一九九九年)。

(7) 「郭店楚簡校讀記」(『道家文化研究』第十七輯所收)。

(8) 「先秦儒家著作的重大發現」(『郭店楚簡研究』所收)。

(9) 「郭店楚簡與子思子」(『郭店楚簡研究』所收)。

(10) 『後漢書』橋玄列傳には「七世祖仁、從同郡戴德學、著禮記章句四十

九篇、號曰橋君學」とあり、戴德に繋がる『禮記』四十九篇の存在を示す。しかし『漢書』儒林傳孟卿の項には「小戴授梁人橋仁季卿」とあり、『後漢書』の「戴德」は「戴聖」の誤りと考えられ、橋仁が戴聖に學んで「禮記章句四十九篇」を著したことになる。同曹褒列傳には「父充、持慶氏禮、建武中爲博士、……作章句辯難、於是遂有慶氏學。……張博物識古、爲儒者宗。……又傳禮記四十九篇、教授諸生千餘人、慶氏學遂行於世」とあり、「慶氏學」である「禮記四十九篇」の存在を記載する。曹褒は列傳によれば元和永和間頃には確實に生存しており、鄭玄と生存時期が近い。しかし鄭玄は『六藝論』で自身生存時にも盛行したであろう慶氏禮に言及するものはない。『六藝論』自體が逸書であるから、本來何らかの記述があつた可能性はあるが、「今禮行於世者、戴德戴聖之學也」(『禮記』大題正義所引『六藝論』)と明言することから、慶氏禮記は小戴禮記と同一であつて、鄭玄はそれを小戴の學であると認識していたとも考えられる。

(11) 『後漢書』鄭玄列傳によれば、鄭玄は張恭祖に『禮記』を學んだが、彼の師は不明である。また、馬融にも師事しているが、馬融が誰に『禮記』を傳授されたかも不明である。

(12) 「古文記二百四篇」から別行する文献との重複を削除し、あるいは劉向劉歆らによる編纂が介入したものが「記百三十一篇」であると考えられるが、その數合わせの具體的内容については數説ある。

(13) しかし、陸德明は「漢劉向別錄有四十九篇、其篇次與今禮記同、名

郭店楚簡『茲衣』と『禮記』綿衣篇の關係について

爲他家書拾擇所取、不可謂之小戴禮」(『經典釋文』序錄)と言ふ、「別錄」に記載されるものが小戴記に同定できないとしている。また今本『禮記』が『別錄』の禮記四十九篇に同一であるとは洪業「禮記引得序」(『Harvard-Yenching Institute Sinological Index Series Index to Lichi』 Chinese Materials and Research Aids Service Center, Inc. 一九六六年)、武内義雄「儒學史資料として見た兩戴記」(『武内義雄全集』第三卷、角川書店、昭和五十四年)の指摘する所である。そこで「別錄」に見える「四十九篇」とは何を指すのかが問題となるが、『禮記』樂記篇題正義には「案別錄、禮記四十九篇、樂記第十九、則樂記十一篇入禮記也在劉向矣」とあり、篇次が一致して居るのは確實である。陸德明が小戴記と見なさないのは、「別錄」にはその四十九篇の記が誰の手になるかを記載していないからであり、慶氏禮記四十九篇とも小戴禮記四十九篇とも判斷できなかつたからではなからうが。今本『禮記』の篇次が「別錄」に一致し、鄭玄が『禮記目錄』に「別錄」を引いて同「書と見なして居ることから、今本『禮記』に篇次の等しいものを「別錄」の四十九篇に想定しても問題はなかろう。

(14) 『禮記』綿衣篇題正義所引。「經典釋文」は「善其好賢者之厚、故述其所稱之詩以爲其名也。綿衣、鄭詩。美武公也」に作る。

(15) 武内義雄「子思子について」(『武内義雄全集』第三卷) 參照。

(16) 『禮記音義』綿衣篇題。『經典釋文』序錄には「綿衣是公孫尼子所制」とあり一貫してこの説を探りている。

(17) 郭沫若「公孫尼子與其音樂理論」(『郭沫若全集』歴史編第一卷、人民出版社、一九八二年)は、『隋書』綿籍志の一卷本を『漢書』藝文志の一卷本に同定している。

(18) 『論衡』本文は、一九九〇年中華書局新編諸子集成本による。なお、衍字は削除した。

(19) 『春秋繁露』循天之道篇には「公孫之養氣曰云々」とあり、『公孫尼

子』輯佚文を鑑みるに養生も論じたようである（蘇興『春秋繁露義證』参照）。

(20) (17) 前掲論文に「龍是字誤、因有後來的公孫龍、故聯想而致誤。尼者泥之省、名泥字石、義正相當」と言う。

(21) 「今觀宏之序、有專取諸書之文至數句者……古者長民衣服不貳、從容有常、以齊其民、其文全出於公孫尼子」とある。なお、鄭樵は同書「禮記總辨」で「經衣本乎尼子而改魯論之文」と言う。

(22) 『通志』藝文略には「公孫尼子一卷。七十子之弟子」とあるが、これは『漢書』藝文志の記述に同じである。『子思子』については『通志』藝文略では「子思子七卷。魯穆公師孔伋撰」と言い、「撰」と明記することに比すれば、「公孫尼子」は既に存在しなかつたのではないかと思われる。なお『舊唐書』經籍志には「公孫尼子一卷。公孫尼撰」とある。

(23) 顧頽剛「鄭樵著述攷」〔通志二十略〕附錄五、中華書局、一九九五年)は、「詩序辨」それ自體が他書に出ると言つ。

(24) 孔疏に陸德明の言を引くが、その正否については言及していない。

(25) 彭浩「郭店楚簡《緇衣》的分章及相關問題」〔簡帛研究〕第三輯、廣西教育出版社、一九九八年)・廖名春「荊門郭店楚簡與先秦儒學」〔郭店楚簡研究〕所收・周桂鈞「荊門竹簡《緇衣》校讀札記」〔郭店楚簡研究〕所收 及び〔郭店楚墓竹簡・緇衣〕研究札記〕〔孔子研究〕第五期)・澤田多喜男「郭店楚簡緇衣篇攷」(池田知久監修・古典學の再構築) 東京大學郭店楚簡研究會編集『郭店楚簡の思想的研究』第三卷、二〇〇〇年、東京大學文學部中國思想文化學研究室)。以下、本稿で述べる各氏の説は皆これらに據る。

(26) 『經典釋文』に「子言之曰」の語について「此篇二十四章、唯此「子言之、後皆作子曰」とある。廖名春・彭浩はこの『經典釋文』の語を鄭注としているが、注疏本の誤讀によるものである。なお本稿所引の『經典釋文』は四部叢刊本を底本とした。

(27) 本稿で用いる釋文は、『郭店楚墓竹簡』・張光裕主編『郭店楚簡研究』

第一卷文字編(藝文印書館、民國八十八年)・前掲『郭店楚簡の思想的研究』所收「郭店楚墓竹簡『緇衣』譯注(上)」(第九章まで。以下「譯注」と略す)の釋文を検討して定めたものであるが、先行研究を参照し圖版を見て筆者が改めた箇所もある。以下、本稿で用いる釋文について、これら三種の釋文のいづれとも隸定の相違がある場合については注釋を加える。

(28) 「臧放」の語は、「臧」は「臧」の異體字として解釋し、「放」を支(ト)聲の字で「朴」の假借として、試譯してみた。

(29) 『禮記』は阮元校刊十三經注疏本を底本とした。以下、他の經書も同様である。

(30) 『新釋漢文大系詩經』上冊(明治書院、一九九八年)緇衣篇の項参照。

(31) 他に、『漢書』司馬遷傳の贊に「述其所以自傷悼 小雅巷伯之倫」とあるのも、讒言に遭遇した巷伯と解されているからであろう。

(32) 「曰」は、圖版により改める。「襞」「搘」は、李連富『楚國簡帛文字構形系統研究』(岳麓書社、一九九七年)を参考にして改めた。

(33) 卷二十四、張茂先答何劭詩「周任有遺規、其言明且清」注。

(34) 卷五十一、王子淵四子講德論「……君者中心、臣者外體。……」注。

(35) 『新書』本文は抱經堂叢書本を底本とし、王洲明・徐超校注『賈誼集校注』(人民文學出版社、一九九六年)を參照した。

(36) 『新書』には『大戴禮記』との内容の重複が見られ、『大戴禮記』が

「新書」に取材した(余嘉錫『四庫提要辨證』、中華書局、一九八〇年)とも『新書』が「記」に取材した(王聘珍『大戴禮記解詁』)ともされる。『河北定縣40號漢墓發掘簡報』(定縣40號漢墓出土竹簡簡介)(『文物』一九八一年八期)によれば、前五五年以降の下葬とされる定縣漢墓出土の竹簡には「哀公問五義」「保傅傳」が含まれるが、前者は『大戴禮記』と『荀子』に見え、後者は『大戴禮記』と『新書』に見える。

ものである。」の漢簡を直ちに『大戴禮記』に同定することはできないが、「記」の一部である可能性があり、『大戴禮記』が『新書』に取材するというのは再考をする。

(37) 『新書』については後人偽作説もあるが、賈誼本人の手になるのではないとして、當時の思想を傳えたものであり、前漢初期の作と考える(王・徐氏前掲書「前言」)。なお、『漢書』藝文志に「賈誼五十八篇」とあり、『隋書』經籍志には「賈子十卷」と著錄し、「新書」の名は『新唐書』藝文志に至って見えるものである(賈誼新書十卷)。

(38) 毛序の成立に關しては諸説紛々であるが、戴敏裕『毛序』成立考』(『日本中國學會報』第四十集、一九八八年)によれば、後漢に入つてから之作である。

(39) 「譜注」(六〇~六三頁)に詳しい。

(40) 「類」は、『說文解字注』に「類類古今字」とあり、また『郭店楚墓竹簡』注釋「一一」に「讀作「述」、兩字同屬物部、簡文多以「類」作「述」とあり、「述」の假借字と考えられる。

(41) 澤田氏は郭店本に比して『禮記』本が長文化しているのを『論語』に類似の現象と指摘する。

(42) 「懽」は、蔡錫圭の説に従い「勤」に解す(注釋「六五」)。「季」は、何琳儀『戰國古文字典 藝文聲系』(中華書局、一九九八年)に「孩」の異體字であろうと言い、また包山楚簡中の「季」は「駭」の假借であるとの説を参考に、「れも同様におどろくの意で解す。「林」は、李零前掲論文に従い「離」に解す。「絳」は、注釋「七〇」に「此處不知用爲何義」と言う。

(43) 假古文『尚書』の作者はここに基ついたのであらうがその文には異同があり、おそらくは『禮記』所引兌命が難讀のため敷衍改定したのであろう。

(44) 周氏は何の疑問もなく偽古文『尚書』を簡本・今本との校訂資料と

し、また澤田氏は、郭店本による偽古文『尚書』問題再考の可能性を指摘する。郭店本の當時存在した後世所謂逸尚書が郭店本に引用されているのであらうが、その後逸書となつたために郭店本ひいては『禮記』等に見える佚文を偽古文『尚書』の作者が資料として用いたとは考えられないだろうか。

(45) 同天下篇・『春秋繁露』玉杯篇にも同じ順序で見える。

(46) 『六德』第二十四・二十五簡、『語叢一』第三十六簡から第四十四簡に見える。なお、『語叢一』では「書」に相當する部分は缺字である。

(47) 李學勤「郭店楚簡與儒家經籍」(『郭店楚簡研究』所收)。

(48) 第十五・十六簡に見える。なお李零前掲論文は『語叢一』を『性自命出』に關連するものとする。

(49) 「包山楚簡卜筮祭禱記錄與郭店楚簡中的《易》」(一九九九年、郭店楚簡國際學術研討會報告資料)。

(50) おそらく郭店楚簡に見える「易」は、ト筮行為を指しているのでは無からうか。それは「樂」が必ずしも經文を指すとは言えず、「禮」も今本『儀禮』に同じとは限らないのと同様である。

(51) 澤田氏は『禮記』本筆寫者が齊・魯の人であり、そこから見れば「宋」は南と解される。

(52) 『禮記』中、坊記篇に「論語」の名が一見する。坊記篇も『子思子』所收とされることから、『禮記』緇衣篇の形成過程より類推して『論語』の名稱成立或いは名稱定着以後に付されたもの、改定されたものとも考えられる。